

## 平成19年第4回

### 東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会

1 期 日 平成19年12月18日(火)

2 場 所 東京区政会館

3 出席議員(19名)

- |     |      |        |
|-----|------|--------|
| 1番  | 千代田区 | 高山はじめ  |
| 2番  | 中央区  | 鈴木久雄   |
| 3番  | 港区   | 井筒宣弘   |
| 4番  | 新宿区  | 桑原公平   |
| 5番  | 文京区  | 橋本直和   |
| 7番  | 北区   | 永沼正光   |
| 8番  | 荒川区  | 竹内捷美   |
| 9番  | 品川区  | 伊藤昌宏   |
| 10番 | 目黒区  | 雨宮正弘   |
| 11番 | 大田区  | 永井敬臣   |
| 12番 | 世田谷区 | 大場やすのぶ |
| 13番 | 渋谷区  | 木村正義   |
| 14番 | 中野区  | 市川みのる  |
| 16番 | 豊島区  | 吉村辰明   |
| 18番 | 練馬区  | 関口和雄   |
| 19番 | 墨田区  | 中村光雄   |
| 20番 | 江東区  | 佐藤信夫   |
| 21番 | 足立区  | 加藤和明   |
| 23番 | 江戸川区 | 田島進    |

4 欠席議員(4名)

- |     |     |         |
|-----|-----|---------|
| 6番  | 台東区 | 木下悦希    |
| 15番 | 杉並区 | 河野庄次郎   |
| 17番 | 板橋区 | 佐々木としたか |
| 22番 | 葛飾区 | 秋本こうたろう |

5 出席説明員

- |      |      |
|------|------|
| 管理者  | 多田正見 |
| 副管理者 | 吉住弘  |

副管理者	佐藤良美
監査委員	木内悠紀夫
調整担当部長	大室郁夫
総務部参事(経営改革担当)	内田健一郎
総務部参事(職員課長事務取扱)	尾崎雅文
施設管理部長	畑辺高行
処理技術担当部長	柳井薫
施設管理部参事(技術課長事務取扱)	谷川哲男
施設建設部長	薬師寺史良
総務課長	市川恭一
企画室長	小林正自郎
総務部副参事(経営改革担当)	江部信夫
経理課長	寺内博英
契約担当課長	畑山二男
技術管理課長	寺門明良
施設管理部管理課長	野沢照男
建設課長	松井邦雄

## 6 出席議会事務局職員

事務局長	鈴木基行
事務局次長	岩澤豊明
書記	小宮三雄
同	萩谷彰太郎

## 7 議事日程

日程第 1	認定第 1 号	平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について
日程第 2	議案第 27 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
日程第 3	議案第 28 号	東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
日程第 4	議案第 25 号	東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例
日程第 5	議案第 26 号	新江東清掃工場焼却炉補修工事請負契約の締結に

ついて

日程第 6 報告第 3 号 専決処分した事件の報告について

8 追加議事日程

- 追加日程第 1 議案第 27 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 2 議案第 28 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 3 議案第 25 号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例
- 追加日程第 4 議案第 26 号 新江東清掃工場焼却炉補修工事請負契約の締結について
- 追加日程第 5 運営委員会の閉会中の継続調査について

---

開 会（午後 3 時 12 分）

---

○関口和雄議長 開会に先立ち、ご報告申し上げます。

東京二十三区清掃一部事務組合議会議員の異動について、お手元に異動者名簿をお配りしてございますので、名簿の配付をもって報告とさせていただきます。

ただいまから、平成 19 年第 4 回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を開会いたします。

これより、会議を開きます。

この際、議席の指定を行います。

今般、異動のありました、秋本こうたろう議員の議席は、会議規則第 3 条第 1 項の規定に基づき、お手元に配付の議席表のとおり指定いたします。

次に、秋本こうたろう議員の常任委員会委員の選任については、委員会条例第 4 条第 3 項の規定に基づき、お手元に配付いたしました名簿のとおり、財務委員会委員に指名いたしましたので、同条第 4 項の規定に基づき報告いたします。

次に、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第 112 条の規定に基づき、1 番 高山はじめ議員、2 番 鈴

木久雄議員を会議録署名議員に指名いたします。

次に、会期についてお諮りいたします。

今定例会の会期は、会議規則第4条第1項第1号の規定に基づき、本日12月18日から12月20日までの3日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は、本日12月18日から12月20日までの3日間と決定いたしました。

ここで、多田管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○多田正見管理者 管理者の江戸川区長、多田でございます。第4回定例会の開催に当たりまして、一言ごあいさつを申し上げます。

議員の皆様方におかれましては、年末の大変お忙しい中をご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

また、本組合の運営につきまして、日ごろからご理解とご協力をいただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日、第4回定例会にご提案いたします案件は、条例改正3件、契約案件1件、報告1件でございます。よろしく、ご審議を賜りますようお願いを申し上げます。私のごあいさつといたします。

○関口和雄議長 以上で、管理者のあいさつは終わりました。

次に、諸般の報告を事務局長にさせます。

○鈴木基行事務局長 ご報告いたします。

1 平成19年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会の招集について

2 議案の送付について

3 議事説明員について

以上の3件につきましては、お手元に文書の写しがございますので、内容の朗読を省略させていただきます。

なお、本日、欠席届のありました議員は4名でございます。

以上でございます。

○関口和雄議長 次に、例月出納検査の報告が、監査委員から議長あてに提出されて

おりますので、事務局長に報告させます。

○鈴木基行事務局長　ご報告いたします。

お手元に平成19年8月から10月分の例月出納検査結果報告書の写しをお手元に配付いたしましたので、配付をもって報告とさせていただきます。

○関口和雄議長　これより日程に入ります。

日程第1を議題といたします。

[事務局長朗読]

---

日程第1　認定第1号　平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について

---

○関口和雄議長　本件につきましては、財務委員会の審査報告書が提出されております。その内容は、お手元に配付のとおりであります。

これより、財務委員長から報告をお願いいたします。

○大場やすのぶ財務委員長　財務委員会に審査を付託されました、認定第1号、平成18年度東京二十三区清掃一部事務組合一般会計歳入歳出決算の認定について、に対する委員会における審査の経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

当委員会は、9月26日の第3回定例会において、認定第1号の審査の付託を受け、去る9月26日と11月17日の2日間にわたって、審査を行いました。

まず、本決算額についてですが、歳入総額867億2,720万2,811円となっております。

平成18年度においては、第3回定例会で、初となる東京エコサービス株式会社の設立に伴う出資金に係る分担金として、各区から520万円、計1億1,960万円を新たな負担として求める予算の補正を行っております。

また、歳出総額818億9,543万7,873円であり、平成18年度は翌年度へ繰り越すべき財源がないため、実質収支額は、48億3,176万4,938円であります。

次に、委員会審査経過について申し上げます。

はじめに、管理者側から資料に基づき補足説明を受け、引き続き質疑を行いました。その質疑及び答弁の主な内容について申し上げます。

まず、清掃一部事務組合と区の一般会計との財政構造を比較すると、その大きな違いは何か。また、その特徴に基づき、どのような点に留意し、財政運営を行っているのか、との質疑に対し、清掃一組の歳入は、一般財源6割、特定財源4割という構成である。大部分の特別区では、一般財源7割、特定財源3割という構成になっており、区の一般財源7割のうち、特別区税が3割、都区財政調整交付金が3割を占めている。清掃一組には税収がないことから、一般財源6割のうち約5割が特別区からの分担金である。

歳出では、義務的経費と投資的経費で5割、その他経費5割という構成である。大部分の特別区では、義務的経費5割、投資的経費1割、その他経費4割となっている。特別区に義務的経費が多いのは、扶助費という福祉関係の経費があるからである。清掃一組に扶助費はないが、清掃工場を中心とした事業展開をしているため、投資的経費の割合が非常に高くなっている。

また、財政運営上の留意点については、清掃工場建設がある年度では、清掃一組の財政規模が非常に大きくなるため、その財源として、組合債を発行したり、財政調整基金を繰り入れるなど、特別区からの分担金の大幅な急上昇を回避し、清掃一組の事業をいかに円滑に進めていくかを基本としている、との答弁がありました。

次に、平成18年度の歳出総額約819億円に対し、組合債残高が約937億円余もある。多額の組合債を発行すれば、償還が後年度の財政負担となるが、これまで発行してきた組合債の総額とその内容は。また、組合債の発行は適切であったと考えているのか。

さらに、今後の組合債の発行予定と償還額の見込み、その償還額の増加に対し、どのような財政運営を行っていくのか、との質疑に対し、清掃一組が平成12年度以降発行した組合債の総額は約1,152億6,500万円で、その内容は、渋谷・中央・世田谷等の清掃工場建設で274億円。多摩川・板橋・足立等のプラント更新工事等で572億円。練馬・光が丘・杉並等5工場のダイオキシン対策設備工事で127億円。中防灰溶融施設建設で109億円。中央・港・北等10工場の飛灰搬出設備整備工事で6

6億円が主な発行内訳である。

また、組合債の発行については、大きな建設事業の便益が将来に及ぶことから、現在と将来の納税者との負担を公平化し、財源の不足を補い、計画的な財政運営を確保するという、一般的な地方債の機能と同様な考え方で発行しているため、清掃一組、特別区においても適切な財源対策と理解している。

今後の組合債の発行については、建替え対象となる工場は練馬清掃工場だが、平成22年度以降の着手なので、当分の間、大きな発行額はないと見込んでいる。償還額については、平成18年度81億円から平成22年度に132億円と償還のピークを迎えるが、平成23年度以降は減少していくと見込んでいる。

これらを踏まえ、今後、増加する償還金に対応するため、財政調整基金の活用や、サーマル・リサイクルの実施に伴う財政効果、経営改革プランに盛り込まれた事務事業の改善等を着実に推進し、特別区の分担金を極力抑制、平準化する財政運営に努めていきたい、との答弁がありました。

質疑を終了し、直ちに採決を行ったところ、認定第1号は、全員賛成により認定すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、財務委員会の審査経過並びに結果についての報告を終わります。

○関口和雄議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○関口和雄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより、採決いたします。

認定第1号は、財務委員会報告のとおり認定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号は、財務委員会報告のとおり認定することに決定いたしました。

次に、日程第2から日程第4を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

日程第2 議案第27号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

日程第3 議案第28号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

日程第4 議案第25号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例

---

○関口和雄議長 提案理由の説明を求めます。

○佐藤良美副管理者 議案第27号、第28号、第25号につきまして、提案理由及びその内容を一括してご説明申し上げます。

議案第27号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、特別区職員との均衡を図るため、給料や地域手当支給率等の改正を行うものでございます。

議案第28号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、特別区と同様に定年退職等の事由で退職した場合の退職手当支給割合の一部改正を行うものでございます。

議案第25号、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例でございます。

この条例は、第3回定例会で提案しなかった管路収集廃棄物の手数料を、廃棄物処理原価と手数料との乖離を解消するため、港区・江東区・品川区の3区の改定内容にあわせて改定するものでございます。

以上が、提案理由及び内容でございます。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○関口和雄議長 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告がありませんので、所管の総務・事業委員会に付託いたします。

次に、日程第5を議題といたします。

[事務局長朗読]

---

日程第5 議案第26号 新江東清掃工場焼却炉補修工事請負契約の締結について

---

○関口和雄議長 提案理由の説明を求めます。

○佐藤良美副管理者 議案第26号につきまして、提案理由及びその内容をご説明申し上げます。

本案は、東京二十三区清掃一部事務組合議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものでございます。

議案第26号、新江東清掃工場焼却炉補修工事請負契約の締結でございます。工事の内容は、定期補修として焼却炉や灰処理設備等の補修工事でございます。

契約金額は、3億4,125万円。契約の方法は随意契約によるもので、契約の相手方は、兵庫県尼崎市金楽寺町二丁目2番33号、株式会社タクマ、取締役社長 手島肇、代理人、東京都中央区日本橋一丁目2番5号、株式会社タクマ 東京支社、専務執行役員支社長 山原宜義でございます。

よろしく、ご審議のほどお願い申し上げます。

○関口和雄議長 提案理由の説明は終わりました。

本件について、発言の通告がありませんので、所管の財務委員会に付託いたします。

次に、日程第6を議題といたします。

[事務局長朗読]

---

日程第6 報告第3号 専決処分した事件の報告について

---

○関口和雄議長 本件について、報告理由の説明を求めます。

○佐藤良美副管理者 報告第3号の専決処分した事件の報告につきまして、ご説明申し上げます。

報告第3号、世田谷清掃工場建設工事請負契約の契約変更についてでございます。試運転中にガス化溶融炉の不具合が判明したため、一部工期について契約の変更が必要になり、平成12年4月1日議決、管理者の専決

処分事項の指定について第5号の規程に基づき、専決処分を行ったものでございます。

以上でございます。

○**関口和雄議長** ただいまの説明に対し、発言通告がありますので、これを許可します。

○**大場やすのぶ議員** 世田谷区の大場でございます。

世田谷の清掃工場の建設工事における一部工事の変更について、地元の一人といたしまして発言をさせていただきます。

世田谷清掃工場につきましては、23区で初めてのガス化溶融炉が導入されることから、区民の関心も高いものがありまして、この間、世田谷の区議会でも、さまざまな議論が行われてきたところでございます。

試運転の最終段階におきまして、工期を延長する必要性が生じたとのことですが、竣工後に安全で安定的に稼働できることが何よりも大切だということは、言うまでもありません。

そこで、3月14日の竣工に向けまして、しっかりと試運転を行うよう、事業者を指導するとともに、一組といたしましても、安全な対処で臨んでいただくよう、強く要望をいたします。

また、清掃工場等の運営につきましては、区民の理解が得られるよう、今後とも、しっかりと取り組んでいただくよう、あわせてお願いをいたします。

以上です。

○**薬師寺史良施設建設部長** ご意見を承り、今後、事業者を厳しく指導・監督することにより、ガス化溶融炉が安全かつ安定的に稼働できるよう取り組んでいき、地元、世田谷区さんにおけるごみの収集・運搬にご迷惑のかからないよう、最善の努力を傾けてまいります。

○**関口和雄議長** ほかに発言通告がありませんので、報告を終わります。

この際、付託案件の委員会審査のため、暫時休憩いたします。

---

休 憩（午後3時30分）

---

---

再 開（午後 3 時 4 2 分）

---

○関口和雄議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

総務・事業委員会並びに財務委員会に付託した議案等の審査が終了いたしました。

この際、日程の追加についてお諮りいたします。

お手元に配付いたしました追加議事日程第 1 号のとおり、議案第 27 号ほか 4 件を本日の日程に追加し、議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号ほか 4 件を本日の日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。

追加日程第 1 から追加日程第 3 を一括議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

追加日程第 1 議案第 27 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 2 議案第 28 号 東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

追加日程第 3 議案第 25 号 東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例

---

○関口和雄議長 本件につきましては、総務・事業委員会の審査報告書が提出されております。その内容はお手元に配付のとおりであります。

これより、総務・事業委員長から報告をお願いいたします。

○加藤和明総務・事業委員長 総務・事業委員会に審査を付託されました、条例議案 3 件に対する委員会における審査の結果についてご報告いたします。

はじめに、議案第 27 号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は、23 区と同様、給与構造の改革によるもので、国等との均衡を図り、区民に理解されやすい給与制度とするも

のです。

具体的な内容としましては、地域手当率を13%から14.5%に、1.5%の引き上げを行い、これによって算定される額と同額程度、給料月額を引き下げる。その際、給与カーブのフラット化を考慮して、中高年齢層職員の引き下げ率を大きく、若年層の引き下げ率を小さくすることで、世代間配分の是正を行う、そして、行政職給料表（二）については、国や他団体との均衡による水準見直しのため、給料月額を引き下げること、また、民間における特別給の支給状況、人事院勧告や他の地方公共団体の動向を勘案し、勤勉手当の年間の支給月額を0.05月引き上げを行い、あわせて、地域手当率の改正に伴い、退職手当の算定基礎額となる調整額を改正後の地域手当率に対応した額とする改正を行うものです。

次に、議案第28号、東京二十三区清掃一部事務組合職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例は、清掃一組職員について23区職員との均衡を図るため、定年退職等に係わる退職手当の支給割合について改正を図り、いわゆる支給率の「中ぶくれ」の状態を見直すものであります。

次に、議案第25号、東京二十三区清掃一部事務組合廃棄物処理条例の一部を改正する条例は、管路収集地区を持つ、港区、江東区、品川区の各区議会における手数料改定の議決を受け、その手数料を改定するものです。

改正の理由は、現行の廃棄物処理手数料と処理処分原価との乖離を縮めるもので、その内容は、管路収集廃棄物の手数料の表記を、家庭系廃棄物と事業系廃棄物に分けてわかりやすくし、それぞれの手数料額を改めるものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第27号、議案第28号、議案第25号については、いずれも全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、総務・事業委員会の報告を終わります。

○関口和雄議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○関口和雄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

議案第27号、議案第28号並びに議案第25号は、総務・事業委員会報告のとおり、いずれも可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第27号、議案第28号並びに議案第25号は、総務・事業委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第4を議題といたします。

〔事務局長朗読〕

---

追加日程第4 議案第26号 新江東清掃工場焼却炉補修工事請負契約の締結について

---

○関口和雄議長 本件につきましては、財務委員会の審査報告書が提出されております。その内容は、お手元に配付のとおりであります。

これより、財務委員長から報告をお願いいたします。

○大場やすのぶ財務委員長 財務委員会に審査を付託されました、議案第26号、新江東清掃工場焼却炉補修工事請負契約の締結についてに対する、委員会における審査の結果についてご報告いたします。

本件は、平成19年度清掃工場の焼却炉補修等工事計画書に基づく工事であり、新江東清掃工場の焼却炉本体設備、ボイラ設備などの諸設備の機能を適正に維持し、安定した稼働を確保するために、毎年、定期的に施設全体を停止して、点検や補修工事を実施するものであります。

また、あわせて、労働安全衛生法や、電気事業法等で義務付けられている法定検査も行うものです。

以上のとおり提案され、審査いたしました結果、議案第26号については、全員賛成により、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

これをもちまして、財務委員会の報告を終わります。

○関口和雄議長 ただいまの報告に対し、質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○関口和雄議長 質疑なしと認め、質疑を終わります。

これより採決いたします。

議案第26号は、財務委員会報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、財務委員会報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、追加日程第5を議題といたします。

[事務局長朗読]

---

追加日程第5 運営委員会の閉会中の継続調査について

---

○関口和雄議長 本件につきましては、運営委員長から会議規則第72条の規定に基づき、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

本件は、閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続調査に付することに決定いたしました。

以上で、今定例会の日程は、すべて終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第6条の規定に基づき、本日をもって閉会いたしたいと思います。これにご異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○関口和雄議長 ご異議なしと認めます。

よって、今定例会は、本日をもって閉会することに決定いたしました。

ここで、多田管理者から発言の申し出がありますので、これを許可します。

○多田正見管理者 第4回定例会の閉会に当たりまして、御礼のごあいさつを申し上げます。

本定例会に提案いたしました議案につきまして、ご審議の上、いずれも原案どおり議決を賜り、まことにありがとうございました。

本日の議決に基づき、適正に執行していく所存でございます。

今後とも何とぞよろしくご指導、ご協力を賜りますようお願いを申し上げます。

本日は、ありがとうございました。

どうぞ、よいお年をお迎えいただきたいと思います。

ありがとうございました。

○関口和雄議長 管理者のあいさつは終わりました。

以上をもちまして、平成19年第4回東京二十三区清掃一部事務組合議会定例会を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。

---

閉 会（午後3時51分）

---

会議録署名議員

議長 関 口 和 雄

議員 高 山 は じ め

議員 鈴 木 久 雄